

みやま市地域花火大会補助金制度

本市に残る花火文化を継承し、市内外へ広く発信するため、観光客の誘致と交流人口の拡大に寄与する花火大会を実施する団体に補助金を交付します。

■補助対象事業

・補助の対象となるのは、本市に残る花火文化を継承し、市内外へ広く発信するため、観光客の誘致と交流人口の拡大に寄与する花火大会に関する事業。

ただし、次のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 市の他の補助を受けている事業又は補助対象となる事業
- (2) 他の団体を補助する事業
- (3) 団体の運営を目的とする事業
- (4) 宗教的、政治的宣伝意図のある事業
- (5) 営利のみを目的とする事業
- (6) その他補助することが適当でないと認められる事業

■補助対象団体

【対象団体の要件】

- (1) 団体の構成員の過半数がみやま市に在住又は在勤若しくは在学する者で構成する団体であること。
- (2) 団体の組織及び運営を定めた規約、会則等があること。
- (3) 市内に活動拠点を有し、かつ、市内において主な活動を行っていること。

【補助の対象とならない団体】

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団、暴力団員又は次に掲げる団体と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

■補助対象経費

市内に所在する花火事業者へ発注する花火の打ち上げに要する経費

■補助金額

補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）で50万円を上限

■補助団体の決定等

市が組織する「地域花火大会補助事業審査委員会」において、審査基準に基づき提出書類の審査を行い、補助団体の決定を行います。

■申請方法

【申請期間】

令和8年6月1日（月）から22日（月）まで

【提出書類】

- ・補助金等交付申請書
- ・事業計画書（事業計画書は別紙と合わせて2枚提出してください）
- ・収支予算書
- ・申請団体調書
- ・補助金交付申請者調書

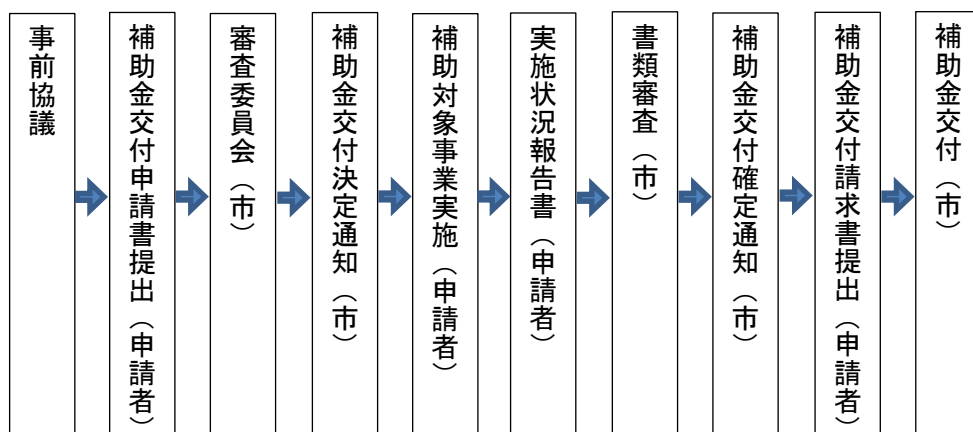
■実績報告

事業終了後、速やかに次に掲げる書類を添えて提出して下さい。

【提出書類】

- ・実績報告書
- ・事業報告書
- ・収支決算書
- ・補助対象経費に係る領収書の写し

■補助金交付までの手続きの流れ



<申請・問合せ先>

みやま市瀬高町小川5（みやま市役所別館1階）
環境経済部商工観光課商工観光係
TEL 0944-64-1523 FAX 0944-64-1546